

富山県少年少女柔道研究会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は「富山県少年少女柔道研究会」と称する。

(事務所)

第2条 本研究会の事務所は、事務局長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 柔道の魅力を発信するとともに、柔道の指導技術の向上を図り柔道の普及振興及び柔道人口の拡大を目的とする。

(事業)

第4条 本研究会は目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 年1回の研究会の開催
- (2) 柔道人口拡大のための取り組みに関する情報交換及び情報発信
- (3) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 富山県内に在住して、柔道指導に携わる者及び柔道を愛好する者とする。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第6条 本研究会には、次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 顧問 若干名
- (3) 会長 1名
- (4) 副会長 若干名
- (5) 理事長 1名
- (6) 理事 若干名
- (7) 事務局長 1名

(会計係兼務)

- (8) 事務局 若干名

(役員の仕事)

第7条 名誉会長及び顧問は、本研究会の運営に関して助言する。

- 2 会長は、本研究会の運営を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を代行する。

- 4 理事長は、研究会活動や研究内容等を総括する。また、役員会の進行にあたる。
- 5 理事は、研究会の活動計画や研究内容について意見を述べる。
- 6 事務局長は、研究会、役員会等の案内をする。また、会計及び付帯する兼務し、会計状況を報告する。
- 7 事務局は、研究会の活動計画や研究内容について意見を述べる。研究会の準備・運営にあたる。
ホームページを活用した広報活動にあたる。

(役員を選任・期間)

第8条 役員は役員会において選任する。

第9条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

第5章 会議

(役員会の開催)

第10条 役員会は年1回開催するほか、会長が必要と認めた時に臨時役員会を開催することができる。

(構成)

第11条 役員会は、名誉会長、顧問、会長、副会長、理事長、理事、事務局長、事務局をもって構成する。

(議決)

第12条 役員会の議事は、出席した役員承認をもって議決する。

(機能)

第13条 役員会は、以下の事項について議決する。

- (1) 活動計画及び予算
- (2) 活動報告及び活動収支決算
- (3) 役員選任
- (4) 会則の改正
- (5) 運営上の諸問題について
- (6) その他運営に関する事項

第6章 会計

(研究会の資金)

第14条 本研究会の資金は、富山県柔道連盟の助成金及び寄付金をもって構成する。

2 資金の管理は、会計が担当する。

(会計年度)

第15条 本研究会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計承認)

第16条 本研究会の会計収支は役員会をもって承認する。

第7章 雑 則

(細則)

第17条 本会則に定めない事項及び運営上必要な細則は、役員会の議決によって定める。

(会則改正)

第18条 本会則は、役員会の議決によって改正することができる。

附則

1 本会則は、令和 6年11月17日から施行する。